

# 福祉

## 福祉オンブズおかやま会報

発行人 作花 知志  
〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1  
きらめきプラザ2F ゆうあいセンター内  
TEL/FAX 086-232-2940 E-mail:f.ombuds.okayama@gmail.com

第49号  
2014年1月

### 新年のご挨拶 ————— \* 福祉オンブズおかやま 代表 作花 知志

2014年は、福祉オンブズおかやまにとって、NPO法人化という新しいステップを踏み、記念すべき年になります。

NPO法人化により、多くの側面で変化がもたらされると思いますが、私自身が期待しているのは、福祉オンブズおかやまがNPO化することで、住民訴訟の原告となり、不当な福祉施設への行政からの支出を、法的に争うことができるのではないか、という点です。

「住民訴訟」という言葉自体は、よくニュースで耳にされると思いますが、実はこの「住民訴訟」は、とてもユニークな制度なのです。法律上、裁判所に訴訟を起こす場合には、「訴えの利益」と申すのですが、自分の利益が侵害された人だけが、訴訟を起こすことができるのが原則なのです。ところが、この「住民訴訟」とは、地方自治法に特別に設けられた制度でありまして、行政による支出について、自らの利益が侵害された人でなくても、その市町村の「住民」であれば、その支出が違法・著しい不当であることを主張して、訴訟を起こすことができるのです。

地方自治法第10条1項は、「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」としており、NPO法人もその「住民」に該当します。そして、住民訴訟の原告となることは、違法・著しい不当な行政の支出について、法的な評価を裁判所の判決を通して獲得することができることを意味するのです。

福祉オンブズおかやまの主な活動は、福祉施設についての苦情等の情報を集約し、その福祉施設に対してアクションを起こすことにありました。ただ、福祉の問題は、そのような施設そのものの問題であるとともに、私達が納めた税金の使われ方の問題でもあります。そして、住民訴訟という法的手段を取ることで、よりダイレクトに、福祉施設の問題点に対する法的評価を得ることができるようになるはずで、NPO化を迎える今年、福祉オンブズおかやまの活動に、そのような新しい色彩が加わるといいな、と私個人としては思っています。

### 特定非営利活動法人 福祉オンブズおかやまへの入会のご案内

福祉オンブズおかやまは、2014年度に特定非営利活動法人の法人格を取得すべく手続きを進めてまいりました。いよいよ、その目標を達成する運びとなりました。

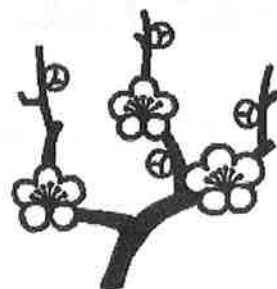
そこで、会員みなさまにお願いがございます。いったん市民団体（法人格を持たない任意団体）としての福祉オンブズおかやまは解散するために、改めて特定非営利活動法人福祉オンブズおかやまへの入会手続きをお願いしたいと思います。再度、入会手続きをいただきました会員には、これまで同様に会報ならびに当団体の活動案内をさせていただきます。ですが、今回の手続きをされなければ自動的に退会とさせていただきますのでご了解ください。

特定非営利活動法人福祉オンブズおかやまの第1回定時総会を、2014年5月下旬に考えております。その際には、ぜひともよろしく願いいたします。 (事務局長 藤井 宏明)

## 「第2回 福祉オンブズ相談員養成講座」を終えて

2013年11月2日～30日にかけて、「第2回 福祉オンブズ相談員養成講座」が行われました。この講座は、昨年からスタートした当団体の独自事業になります。福祉に関する相談にのることができる市民を養成することが、本講座のねらいです。今回9名の受講生の申し込みがありました。

今回も前回に引き続き、高齢者・障害者・子ども・福祉サービスの従事者等の権利に関する講座が行われました。そして、最終日にはこれら知識を生かした相談員としての基本的態度について演習を行いました。以下に、各講座の内容の概略をご報告いたします。



### ■第一日目 2013年11月2日(土)

#### 開講式

#### ◎講座1「福祉オンブズマンとは」

(福祉オンブズおかやま事務局長 藤井宏明氏)

作花代表の開講の挨拶から、本講座がはじまりました。本講座の目的や意義についての説明の後、藤井講師による講座「福祉オンブズマンとは」が行われました。

- ・社会福祉基礎構造改革によって、現在の社会福祉サービスの考え方の基盤ができあがっている。しかし、社会福祉サービス利用者が権利主体であると言いながら、その権利擁護の仕組みが未熟なことから、福祉オンブズが全国的に設立されていった。
- ・福祉オンブズという団体自体は全国に多数存在するが、その設置主体や対象とする相談領域には違いがある。
- ・福祉オンブズには市民団体の側面があるため、その構成員の養成は重要である。今回のような養成講座は、福祉オンブズにとって不可欠である。

#### <受講生の感想>

「福祉オンブズの説明、非常によく分かりました。現在、どのような活動を行っているのか、行政との関係がどうなっているのかも知りたいと思いました。」

#### ◎講座2「高齢者の権利擁護」

(今岡社会福祉事務所所長 今岡清廣氏)

続いて、今岡講師による「高齢者の権利擁護」に関する講座が行われました。講師の普段の活動を織り交ぜながら、高齢者の受ける人権侵害とその対応に関する講義でした。

- ・高齢者虐待の場合の窓口は地域包括支援センターになる。地域包括支援センターを通して、高齢者福祉課が対応となる。岡山市の場合は、責任は高齢者福祉課になる。虐待だから、被害を受けている高齢者の身柄を一時保護しようという場合には、施設で保護する。措置で保護を行う。措置権を実質持っているのは福祉事務所所長だ。福祉事務所長の権限で、一時的に暴力をふるっている家族から被害を受けている高齢者を一時保護することもできる。家族の分からない所に保護することができる。それぞれのケースで担当する部署が違う。
- ・介護保険制度においては苦情受付の仕組みが存在する。例えば施設サービス、通所サービスを使っている人であれば、各事業所に苦情を伝えることができる。各事業所には苦情受付窓口や担当者が設けられている。でも、サービスをしている人が、サービスの苦情を受け付ける訳だから、本当にうまく対応できるか分からない。そういう場合は、岡山県社会福祉協議会に設置されている運

営適正化委員会に通報すれば、公正に対応してくれることになっている。また岡山県に設置されている介護保険審査会、岡山県国民健康保険団体連合会がある。しかし、これらを活用してもうまく解決に結びつかない場合は、当団体のような福祉オンブズのメンバーとともに事業所に訴えるといった方法がある。

#### <受講生の感想>

「認知症高齢者を抱えるご家族が介護負担のストレスから虐待を行うことがないように、気を付けて仕事をしていきたいと思う。」

### ■第二日目 2013年11月9日(土)

#### ◎講座3「障害者の権利擁護」

(障害者の生活と権利を守る岡山県連絡協議会  
事務局長 吉野一正氏)

昨年に引き続き「障害者の権利擁護」と題した講座が吉野講師により行われました。

・戦争中の頃は、障害者は人間扱いをされてこなかった。兵士になれない、穀潰しとまで言われていた。長島愛生園のハンセン氏病患者や精神障害者も人として扱われてこなかった。1948年の新しい憲法ができた後に、人として生きていくことができるようにとさまざまな闘いがあった。

・「障害」のとらえ方が、日本と国際社会では異なる。障害者が生まれる原因でもっとも多いのが「戦争」と「暴力」、そして「病気」、「事故」(交通事故・労働災害)と続く。「ストレス」、「加齢」については、日本では障害として考えられていない。「加齢」で体が動かなくなったのは障害ではなく仕方がないことと考えている。

・日本の行政における障害のとらえ方は列挙方式である。例えば、心身障害者とは「肢体不自由」「視覚障害」「聴覚障害」「平衡機能障害」と列挙されていくが、これに該当しないと「障害者」ということにはならない。1993年の障害者基本法でようやく精神障害者がこれに加わった。法律に列挙されていなければ「障害者」ではないというのが、日本の考え方。諸外国の定義のように、「通常の

人間的ニーズを満たすのに困難を持つ市民」という考え方ではない。

・2010年の障害者基本法の改正で国連に近くはなった。だが、やはり列挙方式は取れていない。「身体に障害がある者」「知的に障害がある者」「精神に障害がある者(発達障害を含む)」とある。しかし、こういった状態に加えて「社会的障壁があること」というのが書かれている。法律に、この「社会的障壁」が加わるのが、私たちが求めてきたことである。毎年のように、厚労省や各議員さんに訪れて訴えてきた。「障壁となるような社会的な事物、制度、慣行、その他一切のものをいう」となっている。これも「障害」なんだということになった。この「社会的障壁」という言葉ができたことで、「障害者」の範囲が広がった。しかも、これは「社会的な」ということで、社会の問題として考えるべきだということになっている。しかし、個々の障害者の社会的障壁を判定するシステムがないと意味がない。

また、現在岡山市に対して行われている「浅田訴訟」についても解説があった。

#### <受講生の感想>

「障害者の権利擁護について理解していると思っていたことが、根本のところでは理解していなかったことに気づき、これまで権利擁護の闘いが現在の障害者の「福祉」の原型であることを知らされた。また、岡山の行政が冷たい行政であることも改めて知りました。」

「高齢者対応の仕事をしているので、高齢者のことは分かりますが、障害者のことは知らないことが多いことにビックリしました。」

#### ◎講座4「低所得者の権利擁護」

(特定非営利活動法人岡山・ホームレス支援  
きずな理事 渡部廣一氏)

前半の講義に続き、きずなの渡部氏より講義が行われた。ご自身の体験も踏まえながら、人と人の関係の大事さを教えてくれる講義内容でした。

・ホームレス支援という言葉からみなさんの頭に

浮かぶことは、「炊き出し」だと思うが、私たち「岡山・ホームレス支援きずな」の活動はいくつかに分かれている。

・例えば、昔の学生寮を借りて行う室内で行う炊き出しを行っている。そのときに洗濯と入浴ができるようになっている。

・また、火曜会という活動をしている。ホームレスの当事者、OBだけでなく、高齢者たちの居場所としての活動である。ここでの関わりで大事なことは、名前を呼ぶこと。例だが、近所のスーパーマーケットに買い物に行かずに、夜間のコンビニで買い物をする高齢者が意外に多い。「いくらスーパーに毎日通ってもマニュアル通りの会話しかできない」という。でも、コンビニの常連になるとそこに会話ができる。それを求めて、深夜のコンビニお弁当を買いに行く人がいる。そういった人を何とか受け皿ができないかといったことで出来た活動が火曜会である。

・夜回りは、毎週木曜日の深夜 11 時半に岡山駅前で行っている。岡山に初めてたどりついたホームレスの人は、まわりの勝手が分からないので地下街にすることが多い。早期発見と支援という意味で始めた活動である。

・岡山市の委託事業、リーマンショックを受けて岡山に出来たホームレスの自立支援施設がある。これは就労支援に特化した施設である。岡山では、生活保護だけではなく、働きたいという方に働ける場を作ろうということで始まった。こういう所は全国的にも珍しい。

・私たちはこういった事業をしていく上でどんなことができるだろうかと考えた。そこで「無くした関係性をもう一度作ろう」「そのためにみんなで就活をしよう」「面接の仕方の講師を呼んでくるのではなく、ひとりが電話をかけているときにまわりがそれを聞いて参考にする」そういったことに重きを置いた就労支援をしようということになった。

・山の中に天井が抜けて無いような家に住んでいる高齢者がいた。市民からの相談で私たちが訪問すると、その人から「この近くに年に 2 回、岡山

市から草を刈る人がきている。私がこの家に住んでいることを彼らは知っている。だけど何もしてくれない」と言っていた。こうなっている状態が放置されているのは、本人が言わないから、困っているだろうが、助けてと本人が言わないから何もする必要がないという申請主義があるからである。制度につなぐためには、第三者の手が必要となってくる。日本では、そこを主にボランティアでしている。そこに大きな問題がある。

・低所得の人の中には、どうやったら制度を使えるのかが分からない人がいる。自分の存在をまわりの人が分かってくれている、認められて自己肯定感がある、なおかつそこそこの収入があればある程度人は幸せに生きていくことができる。何か困った時に、相談にのってもらえる人がいるかということが低所得者の一番の問題である。

#### <受講生の感想>

「ホームレス支援について、初めて話を聞き、現状がある程度わかり、活動にかかわることがあれば、関わってみたいと思いました。」

「ホームレス支援で、人との関係性がいかに大切かということが分かりました。また、低所得者が生まれてくる社会的背景も勉強し、広い目で社会を見なければいけないことを感じました。」

### ■第三日目 2013年11月16日(土)

#### ◎講座5「福祉労働者の権利擁護」

(福祉オンブズおかやま副代表 前原成美氏)

前原講師による「福祉労働者の権利擁護」をテーマに講座が行われました。前原講師は社会保険労務士である経験を活かしながら、福祉現場で働く人たちの現状について分かりやすく説明をしてくださいました。

・90年代半ばに、日経連で「新時代の日本型経営」というものが提唱された。それまでは終身雇用制度が日本の会社の多くのありようがあった。「長期能力蓄積型」「高度専門的能力」「雇用柔軟型」の3つのタイプの働き方のグループを作って会社

を経営するのがいいと言われた。雇用柔軟型の人たちが労働力の流動化の基礎となっていった。

・派遣・パートなど契約期間が限られている労働者（非正規雇用）の人たちが全体の38%いる。私が5年前に社労士の研修で、当時日経連で新しい日本型経営の提唱に関わった人が講師に来ていた。その人も「私たちが提唱したときに、ここまで非正規雇用が増えるとは思わなかった」と言っていた。日経連ですら、現状に行き過ぎだと感じている。この現状は、福祉労働、介護労働の現場にも押し寄せている。

・労働基準法で、労働時間は1日8時間、週40時間というのは知られているが、これに1ヵ月単位と1年単位の変形性があることを就業規則で確認されているだろうか？介護現場の場合、1ヵ月単位変形性をとっているが、そこで定められている法定労働時間（31日の月ならば177時間）がある。これを超えれば、残業代を支払わなくてはいけなくなる。

・残業はさせてはいけない、というのが一般原則である。もし、残業が必要な現場は労働基準法36条の協定（サブロク協定）届けを労働基準監督署に届けなければならぬ。そして、その枠内でなければ残業させてはいけない。これが出せていなければ、残業させてはいけない。でも、出していない所も多くあるようだ。

・最近ではセクシャルハラスメントもあるが、パワーハラスメントも多いと思う。上司から部下、あるいは先輩から後輩、昔から厳しい上司はあったかもしれないが、厳しさと人格の攻撃はまったく別の話である。そのことが原因で鬱（うつ）になったり、会社に行けなくなることがある。本当なら、周り全体で注意する必要がある。また経営者自身が、そういったことを許さないという姿勢が大事である。

・合理的な理由のない不当解雇がある。その時には、裁判で戦う方法がある。あるいは、県庁にある地方労働委員会に申し立てる方法もある。また、労働組合による団体交渉がある。私自身、この方法が一番健全ではないかと思う。不当解雇という

ことであれば、まず労働組合に連絡することが先決だと思われる。だが、労使がこのようなトラブルを超えて仲直りをする事については、日本人は未熟なところがあると思う。

#### <受講生の感想>

「内容は、現在労務関係の仕事をしているので、分かりやすく整理ができました。福祉現場では「福祉」の名のもとに「奉仕」を強いる経営者も多いです。少なくとも社会福祉法人は設立時に補助金をもらっていて、しかも無税でするので運営に対して、ある一定の枠をはめるのは当然とされます。」

「労働者の権利については、大変勉強になりました。知らないこともたくさんあることに気づきました。給与明細等よく確認して見直していきたいと思います。」

#### ◎講座6「子どもの権利擁護」

（木もれび法律事務所・弁護士 岡邑祐樹氏）

引き続き、岡邑講師による「子どもの権利擁護」をテーマとした講座が行われました。

・日本国憲法で、国民すべての基本的な権利が保障されている。当然、子どももその権利は保障されている。

・子どもの権利を直接定めている法律はないが、日本は「子どもの権利条約」を批准している。そこで、この精神を受けた条例が各地に存在する。だが、子どもの権利を守るというよりも、子どもが健全に育成されるという行政の指針を定めているようである。

・人権を守るためにという法律として、民法、児童福祉法、少年法、児童虐待防止法が存在している。

・虐待と体罰の境については、よく言われている。「ケガをしなければ体罰もいいんでしょ」と言われることがある。しかし、体罰も学校教育法等で禁止されている。ちなみに、体罰の禁止は戦後からではなく、明治の頃から禁止されている。

・親からの体罰がグレーゾーンになってしまっ

いる。虐待はダメだが、親には民法上懲戒権が付与されている。外国の関係者から「日本では親が子どもを体罰するのか」ということを問われた時、外務省は「許されない」と答えたが法務省は「親の懲戒権の範囲内である」と答えていた。

#### <受講生の感想>

「子どもの健全育成には、一般市民として努めていきたいと思えます。」

「最近の年少者のいじめ、虐待事件が多く、クローズアップされているが、本人も本人だが、家庭教育、特に学校、保護者、そして弁護士の子ども権利委員会等の連携プレーも必要ではないだろうか。」

### ■第四日目 2013年11月30日(土)

#### ◎講座7「相談援助の理論」

#### ◎講座8「相談援助の技術」

(川崎医療福祉大学医療福祉学科准教授  
竹中麻由美氏)

竹中講師には、昨年に引き続き登壇していただきました。医療ソーシャルワーカーとして実務を重ね、また現在大学生に相談援助技術を教えている竹中講師の説明に、受講者一同来聞き入っていました。また、演習では4週間一緒に勉強してきた仲間たちを相手に、相談の方法を実技で学ぶことができました。

・相談という言葉は、「お互いに意見を出し合って話し合うこと。他人に意見を求めること」と広辞苑に載っている。では援助という言葉は「助けること」と書かれている。しかし、ここで確認したいのは社会福祉における援助のキーワードに「支える」というのがある。社会福祉の研究者の中には、援助という言葉ではなく「支援」という言葉の方がよいとする考えもある。

・社会福祉における相談援助では、「相手がうまく相談できるようにする」というイメージを持っていただきたい。相手が、自分が困っていることを整理して相談が出来るようにしていくこと、を学

んでいきたいと思う。

・相談援助の場面で、一番多く使われるのが「面接」という方法である。面と向かって座って行うのも面接だが、電話で行うのも面接である。相談援助における面接というのは「一定の条件下において面接者と被面接者が相談援助の目的をもって実施する相互作用(コミュニケーション)のプロセス」だからである。必ず顔を合わせるという要素が含まれているわけではない。

・面接のポイントは、①コミュニケーションである、②目的が存在する、③面接者の意図的な働きかけによって目的が達成する、ことである。

相談に関する講義をしながら、演習も行われた。竹中講師が口頭で説明する図形を受講生が正確に再現できるかどうかといった演習を行った。一方通行のコミュニケーションでは上手に出来なくとも、お互いに質問や確認をすることで(双方向のコミュニケーション)課題の図形を完成に近づけることができた。

・「これでいいですか?」と確認することによって書くことができた。相談場面でも同じことである。相手から相談を受けた時に、少し分からないことがあっても聞き返すのが失礼だと思って、つい流してしまうことがある。でも聞き返すのは相手を大切にしているからである。

・コミュニケーションにおける言葉は、言語的表現と非言語的表現に分かれる。言語的表現には「話し言葉」「書き言葉」「手話」などがある。非言語的表現には「表情」「姿勢」「話し方」などがある。特に非言語的表現においては、話し言葉以上に人の感情をよく表すと言われている。同じ言葉を言っても、姿勢や態度でまったく違って聞こえる。

・傾聴という言葉がある。例えば、傾聴ボランティアというものもある。「聞く」ではなく「聴く」である。「聴」の漢字は、「耳」「目」「心」の漢字の組み合わせで出来ている。「心」の漢字には、単に心だけでなく頭で考えるという意味も含まれる。「聞く」の方は、門の中に立っていても、ポーっ

としていても勝手に聞こえてくるということになる。「聴く」は、相手の感情や様子を感じ取り、頭で考えることになってくる。相談員は、頭の中で考えることも求められてくる。

・専門的援助関係と友人関係は違う。友人・家族として相談にのるということと、オンブズパーソンとして相談にのるということは違う。オンブズと相談員の関係は専門的関係と言う。専門的関係であれば、相談者との信頼関係は最初から作り上げないといけない。一方、友人・家族関係であれば、すでにそれは出来ている。また専門的関係であれば、客観的な立場で相手と一定の距離を保たなければいけないが、友人・家族関係であれば主観的な立場で相手に近づき距離がないといった関係になる。また専門的関係であれば私的な交流は持つことができないといった違いがある。また、相談場面において専門的関係であれば相手への「共感」が求められ、友人・家族関係ならば「同情」ということになる。自分の感情を抑え、相手の感情に焦点を当てなければいけない。

次に、お互いに話しを「聴く」ための演習を行った。受講生は話したいことを決めてから、相手に話しかけるが、それに対して質問をせずに頷くだけで聴いてみる。また、その内容をできる限り再現をする、また相手の感情を感じ取るといった演習が行われた。

・初めて相談者に向かい合われた時に、自分のことを何と伝えるか？氏名だけではなく、福祉オンブズが何をやる人間かということ伝えなければいけない。また、相手に分かるように伝えなければいけない。法律や情報を説明するのではなく、相手に対して分かるように伝えることになる。でも、これらは予め「このように言おう」と考えておけば、またいくつかの言葉を貯金しておけば何とかなる。必ず、今回の面接の目的、話し合う内容を伝えること。話し合った内容が、どのように活かされるのかを伝えること、そして秘密保持の原則を伝えることが大事になってくる。

・福祉オンブズが行う相談活動の出発点は、相談

者の話しを聴くこと。しかし、聴きながら考えることが大切になってくる。そこでは、緊急性、法律に照らしてどうか、相手が何を望んでいるのかといったことを考える。「事実」と「感情」と「相手の期待」を切り分けて考えていかなければいけない。

#### <受講生の感想>

「相談員になるとき、どういう立場で相談を受けるのかという自分の立場をしっかりと自覚しておくことが必要だと気づきました。」

「相談者と相談される側のコミュニケーション、専門的援助関係、友人、家族関係の中で相談員が相手の相談内容に共感する。傾聴する、というお話があったのが非常に大切なことだと思う。」

× × ×

全4回の講座がこうして行われました。全講座を受講された5名の方に修了証が作花代表より授与されました。今回受講されたみなさまの中には、福祉オンブズおokayamaの相談員として活躍される方、また地域にて今回で得られた力を活かされる方もおられると思います。みなさまのご活躍を心よりお祈りいたします。

また来年度の福祉オンブズ相談員養成講座も予定しておりますので、ぜひご参加ください。

(文：事務局長 藤井宏明)

### 電話・窓口相談 受付中!

※毎週日曜日、午前10時から午後3時まで。それ以外のときの相談は、留守番電話に入れてください。早急に対応します。

TEL/FAX 086-232-2940

E-mail:f.ombuds.okayama@gmail.com

## 人権・福祉講座のご案内

今回の人権・福祉講座におきましては、現在岡山市に対して行われている「浅田訴訟」について、その担当弁護士である呉裕麻（オーユウマ）さんにご講義いただきます。「浅田訴訟」は、今全国からも注目されている重大事案と言えます。介護保険制度自体が、その発足時より問題が指摘されていましたが、今回の「浅田訴訟」により、わが国の社会保障制度の問題点が明らかにされていくと思われまます。

これまで障害者総合支援法（障害者自立支援法）のサービスを利用しながら生活をしていて浅田氏が、年齢が65歳になったことを理由に、介護保険法のサービスに切り替えられてしまったことから始まった訴訟になります。ご存知のとおり、介護保険制度は同居する家族がいなければ成立しない程度のサービスしか保証されていません。また、利用料の定率負担も重くのしかかってきます。このように、誰もが安心して歳をとることのできる社会にはまだ到達できていないと考えられます。現在の社会保障に関する枠組みでは、私たちの高齢期における基本的人権が守られないということになります。

ぜひとも、今回の人権・福祉講座をとおして、私たち自身の社会が抱えている問題を一緒に考えていきましょう。

講演：「浅田訴訟から見える障害者の人権」

講師：呉 裕麻さん（弁護士）

日時：2014年3月1日（土）  
10時30分～12時00分

場所：きらめきプラザ内ゆうあいセンター研修室  
〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13番1号

参加費：500円

申込締切：2014年2月23日（日）

申込方法：事前に当団体の電話・FAX・メールにご連絡ください。

\*電話の場合は、日曜日10時～15時までお電話ください。

※TEL：086-232-2940

\*FAXの場合は、必要事項を記入の上、当団体にご送付ください。

※FAX番号は電話番号と同じ

\*メールの場合は、FAXの申込書を参考に必要事項をご記入して送信ください。

※E-mail：f.ombuds.okayama@gmail.com

◆講師：呉裕麻さん

（岡山中庄架け橋法律事務所 弁護士）

「65歳をきっかけに障害者福祉は一切、打ち切る。そのような処分を受けた浅田さんの驚きと不安はいかほどだったでしょうか。審査請求を経て訴訟に移行しましたが、1月15日の第2回口頭弁論現在でもまだ被告岡山市の答弁はあいまいなままです。審査請求前からの不誠実な態度に対し、浅田さん、私たちは今後どのようにして闘うべきでしょうか？難解な論点も含め、『わかりやすく』お話をさせていただきます。」 弁護士 呉裕麻

□略歴

1979年 東京都調布市で韓国籍の両親の次男として生まれる

2002年 早稲田大学法学部卒業

2006年 司法試験合格

2008年 岡山弁護士会登録